ご案内

町田時代祭り2013 武者行列の参加者募集

10月27日（日）に開催される「町田時代祭り2013」武者行列の参加者を募集します（事前講習会への参加が必須）。

【事前講習会を行います】

日10月19日（土）午後2時～4時

場町田商工会議所

内①直垂（ひたたれ）と太刀②甲冑（かっちゅう）

定①30人②20人（いずれも申し込み順）

費①1万円②3万円

申参加者住所・氏名（ふりがな）・電話番号・性別・参加希望の番号と項目を明記し、10月18日までにFAXで町田時代祭り2013実行委員会（FAX724・1952）へ。

問町田時代祭り2013実行委員会事務局（町田市観光コンベンション協会内）☎724・1951（受付時間＝平日の午前9時～午後5時）、町田市産業観光課☎724・2128 FAX050・3101・9615

市内の銭湯でポイントカードサービスを開始しました

10月1日から市内2浴場で利用できる共通ポイントカードサービスを開始しました。15ポイント（入浴1回で1ポイント）を集めると、無料入浴が1回できます。

カード発行を希望の方は、番台へお申し出下さい。

なお、「無料入浴サービス（風呂の日・朝湯・しょうぶ湯・ゆず湯・敬老の日）」は、終了しました。

場大蔵湯（木曽町522）、金森湯（金森3―22―21）

問大蔵湯☎FAX723・5664、金森湯☎FAX796・5926、町田市産業観光課☎724・2129 FAX050・3101・9615

住宅改修に伴う固定資産税（家屋）の減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

【耐震改修】

対1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事（工事費用が50万円を超えるもの）を行ったもの

内固定資産税の2分の1を減額（1戸当たり床面積120㎡相当分を上限）

減額期間2013年1月～2015年12月に工事が終了した場合＝翌年度1年分（ただし、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは翌年度分から2年分）

【バリアフリー改修】

対2007年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（補助金などを除く工事費用が50万円を超えるもの）を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額（1戸当たり床面積100㎡相当分を上限）

減額期間改修工事完了の翌年度1年分

【省エネ改修】

対2008年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、一定の要件を満たす省エネ改修工事（窓の断熱改修工事が必須・工事費用が50万円を超えるもの）を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額（1戸当たり床面積120㎡相当分を上限）

減額期間改修工事完了の翌年度1年分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各々の申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時には適用されません。

問資産税課家屋係☎724・2118 FAX050・3085・6094

町内会・自治会代表退任者に感謝状を贈呈しました

多年にわたり町内会・自治会や連合会の代表者を務め、地域社会の発展に尽力され、退任された方々に感謝状を贈呈しました。

問市民協働推進課☎724・4362 FAX050・3085・6517

2012年度に退任された39人の方々へ、10月1日に市長から感謝状を贈呈しました

住宅の耐震化を応援

【木造住宅耐震相談会】

対市内の昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方

日・場11月12日＝なるせ駅前市民センター、11月26日＝玉川学園コミュニティセンター、いずれも火曜日午後2時～4時

内木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け

定各50人（いずれも申し込み順）

申電話で建物住宅対策課へ。

持ち物建築確認通知書（建築時期のわかるもの）と図面（建物・土地の状況がわかるもの）

※町内会・自治会で耐震相談会を希望する場合は、お問い合わせ下さい（日程の調整をお願いする場合有り）。

【木造住宅の無料簡易耐震診断】

対昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅を自らが所有し居住している方

申住宅の建築年月日が確認できるもの（建築確認通知書等）の写しと住宅の図面の写しを持って、直接建物住宅対策課（市役所本庁舎8階）へ。

※木造住宅・分譲マンションの耐震化助成制度については、お問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧下さい。

※耐震診断・耐震改修工事に関して、市職員が突然訪問し、診断や工事を勧めることはありません。また、市が委託している耐震調査士・耐震診断士は、市が発行する身分証明書を携帯しています。不安を感じたときは、身分証明書の提示を求めるか、お問い合わせ下さい。

問建物住宅対策課☎724・4269 FAX050・3161・6109

低年齢児認可保育所事業 概要説明会

市では、待機児童の早急な解消を目指し、待機児童の約90%を占める0～2歳児を対象とした20年間限定の認可保育所の公募を予定しています。

民間から土地と建物の提供を受けた運営法人が保育所を開設する新築型、もしくは民間から借り受けた建物を運営法人が改修して保育所を開設する改修型、いずれかを開設する保育所を1園公募します。

本制度では建設費と賃借料の一部を市が補助する予定で、開所日は、新築型・改修型ともに2014年10月を基本とします。説明会当日に詳細を説明します。

対①東京都・神奈川県において認可保育所を1年以上運営している法人②市内のうち、町田駅周辺地域の指定エリアに土地建物を所有する者（詳細は、町田市ホームページをご覧いただくか、子育て支援課へお問い合わせ下さい）、建設業者及び設計業者等

日10月24日(木)午後2時から

場市役所本庁舎会議室

内公募要件・スケジュール、補助内容等

申参加者氏名・質問事項を明記し、FAXまたはEメールで、10月23日までに、子育て支援課（FAX050・3101・9459 Eメール mcity380@city.machida.tokyo.jp）へ。

問子育て支援課☎724・4467

測量を行います

市では、国土調査法に基づく都市再生地籍調査事業の実施に伴い測量を行います。

やむを得ず私有地に立ち入る場合があります。測量者は町田市発行の土地立入証を携帯していますので、不審に思った時は証票の提示をお求め下さい。ご理解ご協力をお願いします。

期間10月中旬～2014年3月下旬

区域鶴川三丁目・大蔵町の各一部

※詳細は町田市ホームページをご覧下さい。

問道路用地課☎724・1155 FAX050・3161・5368

健康メモ（町田市薬剤師会）　薬の飲み方、使い方

薬には、ドラッグストアで皆さんが購入する一般医薬品（OTC）と、処方箋（せん）による医療用医薬品があります。皆さんは、それらの薬を正しく服用（使用）されているでしょうか。

一般医薬品を購入する際や、調剤された薬を受け取る時、薬剤師等から服用方法・服用量・副作用や注意事項等の説明を聞いたり、薬剤情報提供書を受け取ると思いますが、確認のために薬の飲み方、使い方の説明をします。

・食後＝食事終了後30分以内
・食前＝食事開始前30分以内
・食直後＝食事終了後5分以内
・食直前＝食事開始前5分以内
・食間＝食事終了後2～3時間後、または次の食事の2～3時間前
・就寝前＝寝る30分前
・頓服＝症状が出た時

とされています。

服用のタイミングや薬の形（錠剤や粉薬など）は、薬の特性や効き目の強弱・副作用を考慮して指示をしています。

では、この指示をされたタイミングで飲み忘れた時は、いつ服用すればいいのでしょうか。「今、でしょう！」ではなく、特殊な薬は別にして、通常は1日3回食後に服用の薬は、1回分休んで、次の回から服用して下さい。また、1日2回食後に服用の薬は、気が付いた時に服用しますが、次に服用するまで少なくとも6時間以上間隔を開けて下さい。食前・食直前の薬は、食事中に気が付いた時は、その時に服用して下さい。食後に気が付いた時は服用しないで下さい。食直後の薬は服用しないで下さい。

薬を飲む時は、100cc位の水またはぬるま湯で飲んで下さい。また、錠剤やカプセルが服用しづらい時は、ご自身で錠剤を砕いたり、カプセルを分解したりしないで薬剤師に相談して下さい。

次に目薬の使い方です。目薬を差す時は、容器の先が眼に触れないように、下まぶたに1～2滴入れて軽く眼を閉じて下さい。

湿布薬は、貼る部分の汗や汚れを拭き取ってから貼って下さい。入浴時は、湿布薬を剥がして5分以上経過してから入浴して下さい。また、湿布薬は種類によって、陽の光により皮膚炎を起こすことがありますので十分注意して下さい。

薬について分からないことは、掛かりつけの薬局の薬剤師にお尋ね下さい。

町田産新鮮野菜がいっぱい！ 市役所まち☆ベジ市

日10月21日（月）午前11時～午後1時

場市役所本庁舎前（森野2―2―22）

問農業振興課☎724・2166 FAX050・3101・9913

ご案内

街頭相談を実施します 住宅・造園相談会

街頭住宅・造園相談会（無料）のほか、木工製品や花・苗木の販売等もあります。

※直接会場へおいで下さい。

日10月20日（日）午前10時～午後3時30分

場町田ターミナルプラザ2階市民広場

問産業観光課☎724・2129 FAX050・3101・9615

おいで下さい 高齢者福祉センター

高齢者福祉センターは、カラオケ、簡単な入浴、囲碁・将棋、ヘルストロン、サークル活動等を、高齢者の方が無料で利用できる施設です。

また、施設利用者用の送迎バス「長寿号」が市内を運行しています（運行日程は、本紙「市民カレンダー」を参照）。

所在地①ふれあい桜館＝下小山田町3580、☎797・2971②ふれあいもみじ館＝金森東3―17―14、☎796・1020③ふれあいいちょう館＝大蔵町1984―1、☎735・5020④ふれあいけやき館＝相原町795―1（堺市民センター2階）、☎770・6234⑤ふれあいくぬぎ館＝山崎町2160―4（木曽山崎コミュニティセンター2階）、☎793・6331⑥ふれあいもっこく館＝原町田5―8―21（健康福祉会館3階）、☎724・5076

対市内在住の介助が必要でない60歳以上の方

※初回利用時に、健康保険証等の本人確認書類をお持ち下さい。

開館時間午前9時～午後4時

※利用内容で終了時間が異なります。詳細は、各施設へご確認下さい。

休館日祝日（敬老の日は開館）、年末年始、①～③月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日も休館）、④～⑥日曜日

※ふれあい桜館は施設修繕のため、10月20日は臨時休館します。

問高齢者福祉課☎724・2141 FAX050・3101・6180

消防操法大会に町田市消防団が出場します

10月17日に横浜市消防訓練センターで開催される、第21回全国女性消防操法大会に町田市消防団女性隊（ヴィーナス隊）が出場します。また、10月26日に東京消防庁消防学校で開催される第43回東京都消防操法大会には町田市消防団第一分団が出場します。

消防操法大会は、選抜された選手が、ポンプ車（女性隊は軽可搬ポンプ）からホースを延ばし、目標の火点に向かって放水し、その技術を競い合うもので、地域の防災体制強化に役立てることを目的としています。

東京都代表で全国大会に出場するヴィーナス隊

○消防団員募集中！

町田市消防団では団員を募集しています。条件等の詳細はお問い合わせ下さい。

問防災安全課☎724・2107 FAX050・3085・6519

在日外国人等の方に支給します 福祉給付金

1986年3月31日以前に日本に移住した在日外国人（特別永住者）等の方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことのできない方に、福祉給付金を支給します。

対次のいずれかに該当する方①1926年4月1日以前に生まれた方②1962年1月1日以前に生まれた障がいのある方で、1982年1月1日以前に重度または中度の障がいであった方③1947年1月1日以前に生まれた障がいのある方で、1982年1月1日～1986年3月31日に重度もしくは中度の障がいになった方

※生活保護を受けている方、養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所している方、町田市以外の自治体から同様の趣旨で支給される手当等を受けている方、町田市に住民登録をして1年を経過していない方は対象になりません。

※前年の所得が一定額を超える場合は、支給されないことがあります。

問高齢者福祉課☎724・4048 FAX050・3101・6180

認知症サポーター 養成講座

認知症についての正しい知識と理解を持つ認知症サポーターになるための講座です。

対市内在住、在勤、在学の方

日11月14日（木）午前10時～11時30分

場木曽山崎コミュニティセンター

定120人（申し込み順）

申11月12日までに電話でイベントダイヤル（☎724・5656）へ。

問高齢者福祉課☎724・2140 FAX050・3101・6180

義援金にご協力下さい

日本赤十字社では、「埼玉県竜巻災害義援金」を10月31日まで受け付けています。

※取扱方法は郵便振替（窓口での取り扱いの場合、送金手数料は無料）です。

口座名義日本赤十字社埼玉県支部竜巻災害義援金

口座番号00200―5―1021

※振替用紙の通信欄に「埼玉県竜巻災害義援金」と明記して下さい。

※受領証の発行をご希望の場合は、振替用紙の通信欄に「受領証希望」と明記して下さい。

問日本赤十字社東京都支部赤十字社員課☎03・5273・6743、町田市福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・0928

成年後見制度利用支援

市では、市長申立の方以外に成年後見制度の利用が必要な方で、申立費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を助成します。

【申立費用の助成】

対次のすべてに該当する申立人となる方①生活保護を受給中、または準じている②申立対象者の住民票が町田市にある③自身について申し立てを行う④12月1日～27日の間に、必ず法定後見の申し立てを家庭裁判所へ行う

内申し立て後に、申立費用のうち、診断書料・収入印紙代・鑑定費用を助成

【報酬費用の助成】

対次のすべてに該当する被後見人等の方①住民票が町田市にある②生活保護を受給中、もしくは準ずる方で成年後見人等（親族を除く）への報酬費用が負担できない③直近1年間以内の分の報酬付与を12月1日～27日の間に、必ず家庭裁判所へ申し立てを行う④他の助成の対象とならない

内報酬費用を被後見人等へ助成（予算の範囲となるため、該当者の人数により助成額が変動）

◇

申11月1日～29日（必着）

※お申し込みの前に、福祉総務課へご相談下さい。

問福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・0928

町田市中等度難聴児 発達支援事業

10月8日から、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童の方へ、補聴器購入費の助成を開始しました。

対次のすべての要件に該当する方①市内在住の18歳未満である②身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではない③両耳の聴力レベルが30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する

※助成額には上限があります。また、世帯の所得状況により、助成を受けられない場合があります。

問障がい福祉課☎724・2148 FAX050・3101・1653

指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業者の指定申請について

指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業の実施を希望する事業者は、事業を開始する希望月の2か月前の月末までに申請書類を障がい福祉課に提出して下さい。各月1日付で指定を行います。

詳細は、町田市ホームページをご覧下さい。

※10月中に申請書類の受け付けが完了し、審査基準を満たした事業者は、12月1日から事業を開始できます。

問障がい福祉課☎724・3089 FAX050・3101・1653

就学時健康診断通知書が届かない方は連絡を

来年4月に小学校に入学する児童（2007年4月2日～2008年4月1日生まれのお子さん）の健康診断を、11月中に市内各小学校で行います。

対象の方には、通知書を10月10日ごろ届くようにお送りしました。数日経っても通知が届かない方や、私立小学校に入学を予定している方は、保健給食課（☎724・2177 FAX050・3161・8681）へご連絡下さい。

受診はお済みですか 成人健康診査

市では、40歳以上の町田市国民健康保険加入者、町田市民で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方に成人健康診査の受診券をお送りしています。この健診は、メタボリックシンドロームの早期発見と予防を目的としています。

10月から来年1月末にかけて、受診をお勧めする電話をおかけする場合があります。その際、まだ受診がお済みでない方には、受診されていない理由やご意見などをお伺いします。今後の受診率の向上や制度の改善に役立てていきますので、ご協力をお願いします。

※電話は、市が業務を委託した（株）KDDIエボルバがおかけします。その際に金銭の振り込みを依頼することはありません。

問保険年金課☎724・2130 FAX050・3101・5154

10月11日～17日は違反建築防止週間

違反建築防止週間中の10月17日（木）は、住みよいまちづくりを進めるために、違反建築を取り締る一斉公開建築パトロールを実施します。

問建物住宅対策課☎724・4268 FAX050・3161・6109

南多摩斎場から副葬品に関するお願い

火葬によるダイオキシン類の発生や焼骨の損傷を防ぐため、棺の中に副葬品（特にプラスチック製品や化学繊維製品等）を入れないようご協力をお願いします。

※南多摩斎場では、排ガス中のダイオキシン類等の測定を行っています。調査結果は下記のとおりです。

問南多摩斎場☎797・7641

ダイオキシン類等調査結果（2012年12月11日測定）

調査項目（単位）	6号炉	11号炉	指針値等
ダイオキシン類濃度（ng-TEQ/㎥N）	0.32	0.35	5（※1）
ばいじん濃度（g/㎥N）	0.001	0.001	0.15（※2）
塩化水素濃度（mg/㎥N）	15	8	700（※2）
硫黄酸化物濃度（Volppm）	3	1未満	無し
窒素酸化物濃度（Volppm）	14	21	250（※2）

※1火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針値

※2「大気汚染防止法」の廃棄物焼却炉の規制値